

1 職員の任免及び職員数の状況

市では、本格的な少子・高齢社会の到来、地方分権の進展など社会情勢が大きく変化している中、適正な職員配置と効率的な執行体制を確立するため、「定員適正化計画」を策定し、職員数の削減に取り組んでいます。

平成17年度に策定した第1次定員適正化計画（5年間：削減目標65人、最終実績80人）、平成22年度からスタートした第2次定員適正化計画（5年間：削減目標50人、最終実績69人）においては、いずれも計画に掲げた目標を上回る職員数の削減を達成しました。

平成26年度に策定した第3次定員適正化計画では、平成33年度までの7年間で職員数40人（5.6%）の減を目指しており、3年目となる平成29年度までの実績は29人の減となっています。今後も市民サービスの維持・向上を図りつつ、計画達成に向けた職員数の削減に努めていきます。

(1) 第3次定員適正化計画の進ちょく状況

各年度の4月1日現在

区 分	削減目標	職 員 数（実績）		増 減	備 考
	【平成27～33年度】	平成26年度（基準年）	平成29年度（3年目）		
一般行政部門	▲29人	444人	435人	▲9人	
特別行政部門	▲11人	198人	182人	▲16人	
公営企業等部門	0人	66人	62人	▲4人	旭中央病院除く
合 計	▲40人	708人	679人	▲29人	

注①職員数は、一部事務組合等への派遣職員を含みます。

(2) 部門別職員数の状況

各年度の4月1日現在

区 分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成28年度	平成29年度			
一般行政部門	議 会	7人	7人	0人	
	総 務	122人	121人	▲1人	事務の見直し
	税 務	29人	29人	0人	
	民 生	149人	147人	▲2人	欠員不補充(調理員等)
	衛 生	49人	48人	▲1人	欠員不補充(保健師職)
	労 働	1人	1人	0人	
	農林水産	31人	30人	▲1人	事務の見直し
	商 工	12人	12人	0人	
	土 木	40人	40人	0人	
小 計	440人	435人	▲5人		
特別行政	教 育	63人	60人	▲3人	事務の見直し
	消 防	125人	122人	▲3人	欠員不補充(消防職)
	小 計	188人	182人	▲6人	
公営企業等	水 道	12人	12人	0人	
	下 水 道	9人	9人	0人	
	そ の 他	43人	41人	▲2人	事務の見直し、組合への派遣終了
	小 計	64人	62人	▲2人	
合 計	692人	679人	▲13人		

注①公営企業等部門の「下水道」には農業集落排水を含みます。「その他」は国民健康保険、滝郷診療所、介護保険、後期高齢者医療です。

(3) 職員の採用と退職者

区 分	平成29年度採用者数	平成28年度中退職者数
市長部局等	14人	24人
消 防	4人	7人
合 計	18人	31人

注①市長部局等は議会、教育委員会、監査委員、農業委員会の事務局を含みます。

②採用者数は平成29年4月1日付けの採用人数です。

(4) 一般行政職の級別職員数

平成29年4月1日現在

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	副主査主任主事	主査	副主幹	副課長	課長	
職 員 数	30人	39人	109人	65人	57人	35人	25人	360人
構 成 比	8.3%	10.8%	30.3%	18.1%	15.8%	9.7%	6.9%	—

注①一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等に該当しない職員をいいます。

②標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 職員の給与の状況

(1) 普通会計決算額

区分	平成28年度
歳出総額	316億9113万円
うち人件費	54億7,514万円
人件費率	17.3%

注①人件費には、特別職（市長、副市長、市議会議員など）、非常勤職員に支給される給料・報酬などを含みます。

②国民健康保険事業会計（施設勘定）、介護保険事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計、公営企業会計（水道・病院）は除きます。

(2) 職員給与費の状況

区分	平成28年度
給料	23億9,517万円
職員手当	3億5,164万円
期末・勤勉手当	9億770万円
合計	36億5,451万円

注①職員手当とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当などの各種手当をいいます。

②期末・勤勉手当とは、民間会社のいわゆるボーナスです。

(3) 特別職の報酬等

区分	報酬等	平成29年度 期末手当	
		6月期	12月期
市長	774,000円	2.075月分	
副市長	640,000円	2.325月分	
議長	395,000円		
副議長	365,000円		
議員	340,000円		
		計	4.4月分

注①期末手当には一般職と同様の加算措置があります。

(4) 職員給与の内容

平成29年度

区分		内容			
給 与	毎月決まって支給	給料	職務の種類と内容に応じて給料表に定める額		
		扶養手当	配偶者10,000円 子8,000円 父母等6,500円 ※16歳から22歳までの子1人5,000円加算		
		地域手当	医師である職員に対して、給料、扶養手当、管理職手当の10%を支給		
		住居手当	借家について、家賃（12,000円を超える場合に限り）の額に応じて27,000円を限度に支給		
		通勤手当	電車、バスを利用する場合	定期代等全額支給	
		管理職手当	乗用車等を使用する場合	使用距離に応じて2,000円～38,400円を支給	
	実績に応じて支給	時間外勤務手当	管理職の職務に応じて定額支給		
		特殊勤務手当	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ勤務した職員（管理職除く）に対し支給 著しく危険、不快、不健康、困難、特殊な勤務に従事した場合支給 行旅死人取扱手当、行旅病人取扱手当、診療業務手当、火災出場手当、 救急出場手当、救助隊危険業務手当、災害出場手当		
		夜間勤務手当	正規の勤務時間が夜間（午後10時～午前5時）に当たる職員に対し支給		
		宿日直手当	宿日直業務に従事した職員に対し支給 日直手当 4,200円		
臨時に支給	期末・勤勉手当	6月期	1.225月分	0.85月分	2.075月分
		12月期	1.375月分	0.95月分	2.325月分
		計	2.6月分	1.8月分	4.4月分
	退職手当	職務の級等による加算措置 有			
		自己都合	勸奨・定年		
		勤続20年	20.445月分	25.55625月分	
		勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
		勤続35年	41.325月分	49.59月分	
		その他の加算措置 有			

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額

平成29年4月1日現在

職種	旭市			千葉県		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.5歳	318,584円	365,961円	41.7歳	317,397円	411,112円
技能労務職	49.8歳	280,307円	315,182円	53.3歳	321,180円	381,015円
消防職	36.8歳	280,819円	334,935円	-	-	-
福祉職	40.0歳	278,445円	302,825円	-	-	-

注①給与月額とは、月々支給される給料と諸手当（期末・勤勉手当等を除く全ての手当）の合計をいいます。

(6) 職員の初任給

平成29年4月1日現在

職 種	旭市	千葉県	国	
一 般 行 政 職	大学卒	184,800円	184,800円	総合職 182,700円 一般職 178,200円
	高校卒	150,500円	150,500円	一般職 146,100円
消 防 職	高校卒	150,500円	—	—
福 祉 職	短大卒	164,700円	—	—

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 平成29年4月1日現在

開始時刻	終了時刻	休憩時間
8:30	17:15	12:00~13:00

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限、懲戒処分の状況

平成28年度

区 分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
市長部局等	—	3人	—	—	—	—	—	—
消 防	—	1人	—	—	—	—	—	—
合 計	—	4人	—	—	—	—	—	—

注①「分限処分」とは、職員が職務を十分に果たし得ないことについて行う処分です。

②「懲戒処分」とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

5 職員のサービスの状況

(1) 年次休暇の状況 平成28年

区 分	平均取得日数
市長部局等	7.6日
消 防	9.1日

(2) 育児休業等の状況

平成28年度

区 分	育児休業取得者			部分休業取得者		
	男	女	計	男	女	計
市長部局等	—	6人	6人	—	1人	1人
消 防	—	1人	1人	—	—	—
合 計	—	7人	7人	—	1人	1人

注①地方公務員の育児休業等に関する法律により、3歳に満たない子を養育する職員は育児休業を取得することができます。また、小学校就学前の子を養育する職員は部分休業（1日2時間まで）を取得することができます。（いずれも無給）

6 職員の研修及び人事評価

(1) 職員研修の状況（平成28年度）

職員の能力向上のため、千葉県自治研修センター、東総地区広域市町村圏事務組合などで、専門研修、基本研修等を実施しました。

(2) 人事評価の概要（平成28年度）

地方公務員法の一部改正（平成28年4月1日施行）により導入された人事評価（職員の執務について定期的に人事評価を行い、人事評価を任用や給与など人事管理の基礎として活用する）に相当するものとして、人事考課を実施しています。

本制度は、職務を遂行する中で発揮した能力や、あらかじめ設定した業務目標の達成度を基に評価を行うことを基本とした制度ですが、上司との対話を通じ業務の進捗管理や改善点のフィードバックを行うなど、評価だけではなく組織マネジメントや人材育成への活用を目指した制度としています。

7 職員の福利厚生

(1) 共済制度

職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、健康保険や年金業務を行う千葉県市町村職員共済組合に加入しています。

(2) 職員互助会

地方公務員法に基づき、職員の健康、福利厚生を図るため、職員互助会で各種事業を実施しています。

内容は、研修助成、文化教養助成、健康管理助成、七夕市民まつり助成、職員体育大会助成、職員組合共催事業助成等を行っています。

区 分	会員掛金	市助成金
平成28年度決算額	12,664,556円	2,310,000円

(3) 健康管理（平成28年度）

職員の健康状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見を行うために、定期健康診断等を実施しました。

(4) 公務災害認定件数 平成28年度

区 分	認定件数
市長部局等	1件
消 防	1件
合 計	2件

8 その他

(1) 次世代育成支援特定事業主行動計画の実施状況

職員の仕事と子育ての両立支援のため、次世代育成支援特定事業主行動計画を策定し、子育て支援に関する制度の周知や、出産・育児に係る休暇等の取得促進、時間外勤務時間の縮減等に取り組んでいます。

(2) 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年4月に特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍推進に取り組んでいます。

(3) 職員の退職管理の状況

地方公務員法が改正され、再就職者による現職職員への働きかけに対する規制等が導入されました。法改正に合わせ、市では「職員の退職管理に関する条例」を制定し、再就職した課長職以上の退職者に届出を義務付けるなどの措置を講じました。

平成28年度は退職者から再就職の届出はありませんでした。

(4) 勤務条件に関する措置の要求状況

職員は地方公務員法により給与・勤務時間、その他の勤務条件について、公平委員会に対して当局より適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

なお、平成28年度は、職員から公平委員会に対する要求はありませんでした。

(5) 不利益処分についての不服申立ての状況

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、地方公務員法により、公平委員会に対して不服申立てをすることができます。

なお、平成28年度は、職員から公平委員会に対する申立てはありませんでした。